

2018年9月13日 全7頁

# iDeCo の加入者数、対象者拡大前の3倍に

## 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入状況（2018年7月末）

政策調査部  
研究員 佐川 あぐり

### [要約]

- 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数（97.7万人、2018年7月末）は、約1年半で3倍以上に増加した。第2号加入者（会社員・公務員）が全加入者数の8割超を占める。内訳では公務員の加入率が高い一方、それに比べて企業年金のない会社員は低い。
- 加入者が拠出する掛金額の分布を見ると、第2号加入者のうち企業年金のない会社員では上限までの枠を余らせるケースが少なくない一方、それ以外の第2号加入者と第3号加入者（専業主婦等）では、限度額もしくはその近くまで拠出する層が比較的多い。
- 企業年金のない会社員には、中小企業の従業員が多いと思われる。2018年5月にスタートした中小事業主掛金納付制度が、こうした従業員のiDeCo利用拡大を後押しすることを期待したい。
- 政府はiDeCoの加入資格年齢の上限を60歳から65歳へ引き上げる方向で検討に入るといふ。拠出期間の延長は、自助努力による年金の充実という観点から望ましい。

本レポートでは、2017年1月から基本的に20～59歳の誰でも利用できるようになった個人型確定拠出年金<sup>1</sup>（iDeCo, individual-type Defined Contribution pension plan）について、国民年金基金連合会が公表する「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況<sup>2</sup>」より、2018年7月末時点での加入状況をまとめた。

<sup>1</sup> 日本の確定拠出年金（DC：Defined Contribution）は、企業年金制度として会社が用意し、その会社に勤める従業員が加入する「企業型DC」と、個人が任意で加入する「個人型DC（iDeCo）」の2つのタイプがある。

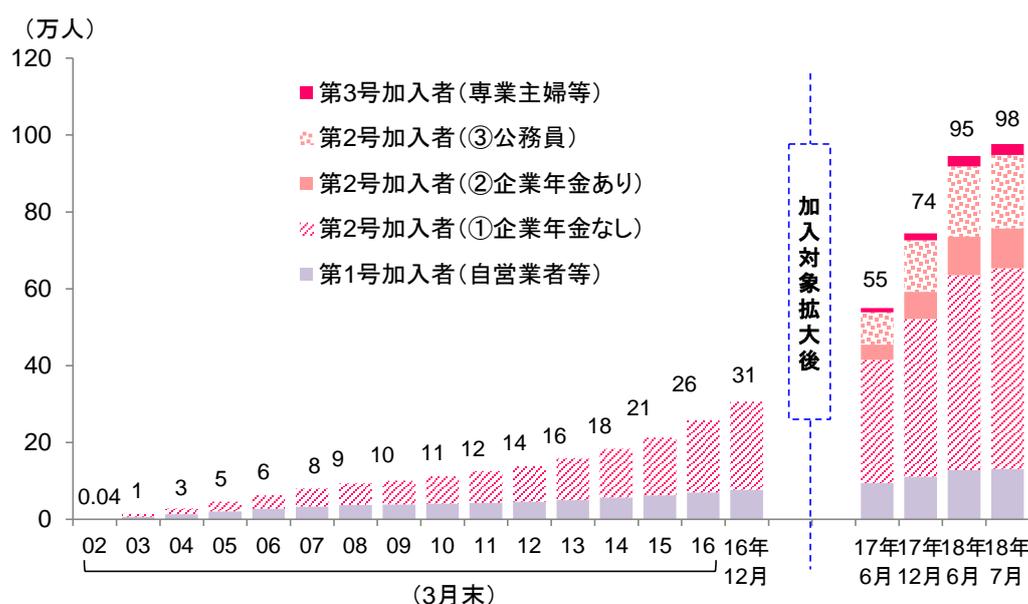
<sup>2</sup> iDeCo 公式サイト（[https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/join\\_overview\\_H3007.pdf](https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/join_overview_H3007.pdf)）を参照。

## 加入者数の状況

確定拠出年金（DC）制度は 2001 年に創設されたが、当初は個人型 DC の対象者が自営業者や企業年金のない雇用者（会社員）に限定されていたため、加入者数の増加は緩やかなペースだった。だが、「iDeCo(イデコ)」という愛称が付され、2017 年 1 月に加入対象範囲が大幅に拡大されて以降は、図表 1 に見るように加入者が急増している。加入者数は 2018 年 7 月末で 97.7 万人と、2016 年 12 月末（30.6 万人）からの約 1 年半で 3 倍以上に増加した。2018 年 1～7 月の加入者は月平均で 3.3 万人の増加であったから、この増加が 8 月以降も続いたとすれば、現時点で 100 万人を超えている可能性が高い。

iDeCo の加入対象者数を公的年金被保険者数<sup>3</sup>（6,731 万人、2017 年 3 月末時点）とすると、それに占める加入者数の割合（以下、加入率とする）は、1.5%（＝97.7 万人÷6,731 万人）である。加入対象者が拡大される直前である 2016 年 12 月末には 0.8%（＝30.6 万人÷3,744 万人<sup>4</sup>）であったから、加入率は約 2 倍になった。

図表 1 iDeCo の加入者数推移



（出所）国民年金基金連合会「国民年金基金連合会業務報告書（各年度版）」「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（各月時点）」より大和総研作成

2018 年 7 月末時点の加入者数を公的年金に関する被保険者の種類別に見ると、第 1 号加入者（iDeCo 加入者のうち自営業者等の第 1 号被保険者に該当する者）は 13.1 万人、第 2 号加入者

<sup>3</sup> 厚生労働省年金局「平成 28 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」（2017 年 12 月）

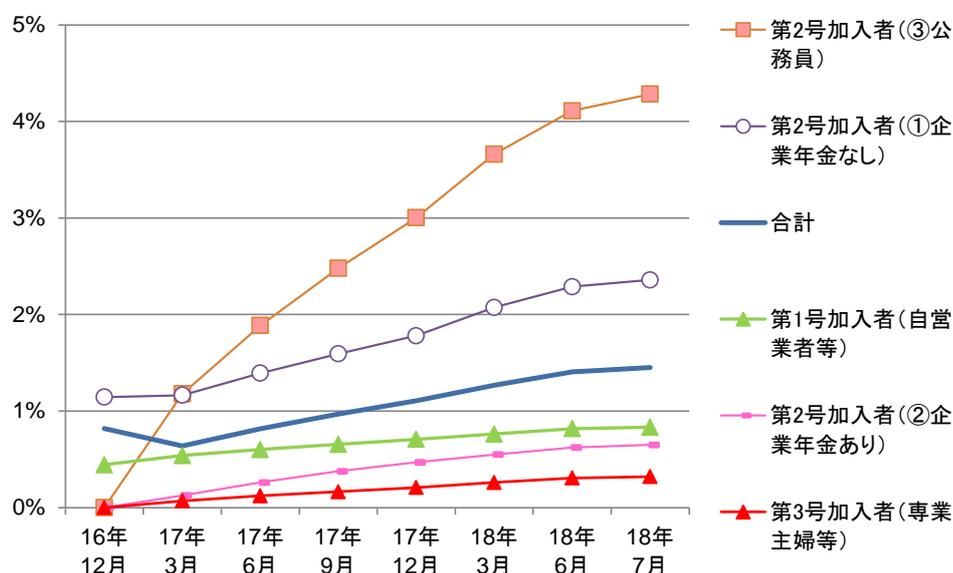
<sup>4</sup> 対象範囲拡大前の個人型 DC の加入対象者は、第 1 号加入者と企業年金のない会社員に限定されていた。2016 年 12 月末の加入対象者数は「国民年金の第 1 号被保険者数」と「第 1 号厚生年金被保険者数－企業年金の加入者数」を合計し算出した。企業年金の加入者数は、企業型 DC、確定給付企業年金、厚生年金基金の加入者数を単純合計し、複数制度に重複して加入している場合を考慮していない。2016 年 3 月末時点のデータで算出。

(iDeCo 加入者のうち会社員、公務員といった第 2 号被保険者に該当する者) は 81.7 万人、第 3 号加入者 (iDeCo 加入者のうち専業主婦等の第 3 号被保険者に該当する者) は 2.9 万人であり、全加入者数の 8 割以上が第 2 号加入者である。加入対象者数で除した加入率では、第 1 号加入者が 0.8%、第 2 号加入者が 1.9%、第 3 号加入者が 0.3% であり、加入者数だけでなく加入率で見ても第 2 号被保険者において利用が進んでいる (図表 2 上)。

さらに、第 2 号加入者について図表 2 上でその内訳を確認すると、加入者数は「①企業年金なし」が 52.2 万人と全加入者の半分以上を占め、次いで「③公務員」が 19.1 万人、「②企業年金あり」が 10.5 万人である。一方、加入率では「③公務員」が 4.3% と最も高く、それに比べて「①企業年金なし」が 2.4%、「②企業年金あり」が 0.7% と低い。

図表 2 iDeCo の加入者数と加入率 (上) <2018 年 7 月末>、加入率推移 (下)

加入者の区分	第1号加入者	第2号加入者				第3号加入者	合計
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり	③ 公務員	全体	専業主婦等	
A 加入者数【万人】 (2018年7月末)	13.1	52.2	10.5	19.1	81.7	2.9	97.7
B iDeCo加入率 【A/C】	0.8%	2.4%	0.7%	4.3%	1.9%	0.3%	1.5%
C 加入対象者数【万人】	1,575	2,214 (注3)	1,608 (注2)	445	4,267	889	6,731 (注1)



(注 1) 2017 年 3 月末時点。公的年金被保険者数。なお、第 1 号加入対象者数は国民年金の第 1 号被保険者数、第 2 号加入対象者数「全体」が第 2 号被保険者 (厚生年金被保険者) 数、第 3 号加入対象者数は国民年金の第 3 号被保険者数。第 2 号加入対象者のうち「③公務員」は第 2~4 号厚生年金被保険者数。

(注 2) 2018 年 3 月末時点。確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型 DC の加入者数を単純に合計したものであり、複数の制度に重複して加入している場合を考慮していない。

(注 3) 第 2 号加入対象者全体から「②企業年金あり」と「③公務員」を差し引いた概算ベースの人数。

(注 4) 2016 年 12 月から 2018 年 6 月までの加入率は、各時点で最新となる加入対象者数から加入率を算出。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo (個人型確定拠出年金) の加入等の概況 (各月時点)」、厚生労働省年金局「平成 28 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」、信託協会等「企業年金 (確定給付型) の受託概況」「確定拠出年金 (企業型) の統計概況」より大和総研作成

個人型 DC の加入対象者が拡大される直前の 2016 年 12 月以降の加入率の推移を被保険者の種類別に見ると、特に「③公務員」の iDeCo の利用が進んでいる（図表 2 下）。他方、加入対象者が約 2,200 万人と最も多い「①企業年金なし」は、加入率の伸びが公務員に比べて緩やかである。この層の加入率の向上が今後の課題となろう。

## 掛金の拠出状況

iDeCo は、加入者が 5 千円以上、千円単位で毎月一定額を拠出するしくみである。拠出できる掛金には上限があり、加入者の属性によってそれぞれ上限金額が異なる。それぞれの加入者の拠出限度額（上限）と、実際の掛金の状況を図表 3 で確認する。

第 1 号加入者の拠出限度額は 6 万 8 千円（月額、以下同じ）である。掛金額別の加入者数の分布を見ると、「5 千円～」が最も多く、第 1 号加入者の 24% を占めている。次いで「1 万円～」が 22%、「6 万 5 千円～」が 20% である。第 1 号加入者においては、拠出限度額が国民年金基金<sup>5</sup>との合計で 6 万 8 千円とされていることもあって 5 千円から 1 万 4 千円の範囲で拠出する層が約半数を占めている。

第 2 号加入者の拠出限度額は各区分で金額が異なり、「①企業年金なし」の場合は 2 万 3 千円である。「2 万円～」の掛金額を拠出する加入者が 55% と最も多く、次いで「1 万円～」が 21%、「5 千円～」が 20% である。上限まで拠出する層が多いものの、5 千円から 1 万 4 千円の範囲で拠出する層も少なくない。税制上のメリットをフルに活用するという観点からは、限度額の上限までの枠を余らせている従業員が多い中小企業などで、後述する中小事業主掛金納付制度（事業主による上乘せのマッチング拠出）の活用が特に期待される場所である<sup>6</sup>。

「②企業年金あり」の拠出限度額は、勤め先の企業年金の制度により更に 3 パターンに分かれ、（ア）企業型 DC がある場合：2 万円、（イ）企業型 DC と DB（確定給付型年金<sup>7</sup>）がある場合：1 万 2 千円、（ウ）DB がある場合：1 万 2 千円である。全体を通じた状況だが、「1 万円～」の掛金額を拠出する加入者が 81% と最も多く、（イ）と（ウ）に区分される加入者の多くが上限いっぱいまで拠出しているとみられる。

「③公務員」の拠出限度額は 1 万 2 千円である。「1 万円～」の掛金額を拠出する加入者が 89% となっており、上限まで拠出する層が大半を占めていることがわかる。

第 3 号加入者の拠出限度額は 2 万 3 千円である。「2 万円～」の掛金額を拠出する加入者が 55% と最も多く、次いで「5 千円～」が 25%、「1 万円～」が 18% となっている。2 万円から上限まで拠出する層が半数以上を占めるが、5 千円から 1 万 4 千円の範囲で拠出する層も一定程度存在

<sup>5</sup> 国民年金基金は、老齢基礎年金（国民年金）に上乘せする第一号被保険者（自営業者等）のための年金制度として、個人型 DC の導入よりもはるかに早い 1991 年に創設された。

<sup>6</sup> 後に述べる中小事業主掛金納付制度により事業主が拠出する場合には、本人の拠出額と事業主による拠出額の合計で 2.3 万円が上限となる。

<sup>7</sup> 厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済などである。

している。

図表3 加入者の種類別の拠出限度額と掛金額の状況

加入者の種類	第1号加入者	第2号加入者			第3号加入者	
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり		③ 公務員	専業主婦等
		(ア)企業 型DC	(イ)企業 型DC +DB	(ウ)DB		
拠出限度額 (月額)	6.8万円	2.3万円	2万円	1.2万円	1.2万円	2.3万円
掛金額別の 加入者数 (人)	(注1)5千円～	31,384 24%	102,804 20%	18,211 18%	20,896 11%	7,072 25%
	1万円～	28,770 22%	108,782 21%	83,458 81%	165,987 89%	4,947 18%
	1.5万円～	4,212 3%	23,699 5%	52 0.1%		762 3%
	2万円～	15,874 12%	282,454 55%	1,300 1.3%		15,370 55%
	2.5万円～	1,719 1%				
	3万円～	8,898 7%				
	3.5万円～	1,111 1%				
	4万円～	2,374 2%				
	4.5万円～	756 1%				
	5万円～	6,287 5%				
	5.5万円～	570 0%				
	6万円～	1,679 1%				
	6.5万円～	26,489 20%				
計	130,123 100%	517,739 100%	103,021 100%	186,883 100%	28,151 100%	
年単位拠出の届出を している加入者数(人) 【種類別加入者数に 対する割合】	1,135 0.9%	4,313 0.8%	1,532 1.5%	3,690 1.9%	365 1.3%	

【平均(単位:円)】		2018年 7月末	2017年 12月末
第1号		27,439	27,199
第2号	①企業年金なし	16,216	16,144
	②企業年金あり	10,638	10,577
	③公務員	11,074	11,142
第3号		16,127	16,455

(注1) 本表の出所である国民年金基金連合会の公表資料では、「5千円～」ではなく「1,000円～」と表記されている。これは、第2号加入者の①企業年金なしに属する加入者に限っては、2018年5月からスタートした中小事業主掛金納付制度によって、例えば加入者本人の掛金額が1千円、事業主の掛金額が4千円で、合計5千円というケース(本人の拠出額が5千円未満のケース)があるためである。ただ、iDeCoへの拠出はあくまでも月額5千円以上である必要があることから、本レポートでは事業主の掛金分を含めて5千円と表記している。

(注2) 掛金額は千円刻みのため、例えば、「5千円～」は5千円、6千円、7千円、8千円、9千円のいずれかの掛金額を拠出する加入者数の合計と、各区分に占める割合を示している。

(注3) DBは、厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済などの確定給付型年金の制度。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(平成30年7月時点)」より大和総研作成

iDeCo で拠出する掛金は全額が所得控除<sup>8</sup>の対象であり、上限まで拠出することで節税の効果が高まる。加入者の掛金額の状況を小括すれば、第 1 号加入者は、少額を拠出する層と限度額近くまで拠出する層に二極化しており<sup>9</sup>、第 2 号加入者のうち「①企業年金なし」については上限の枠を余らせている加入者も少なくない。他方、それ以外の第 2 号加入者と第 3 号加入者では、限度額もしくはその近くまで拠出する層が比較的多いといえよう。

なお、図表 3 の最下段には、年単位拠出の届出をしている加入者数とその比率も示した。従来、DC の掛金は月単位で規制されていたため、ある月の拠出限度額に使い残しがあってもその分を翌月以降に繰り越すなどして使うことはできなかった。この点が見直され、2018 年 1 月からは掛金拠出の年単位化がスタートした。これにより、例えば賞与が支給される月に一括して拠出するなどの柔軟性が高まった。ただし、これは毎月の掛金額をその都度自由に決められるという制度ではなく、月別の掛金額を事前に決めて届け出ておく必要がある。図表 3 を見ると、それぞれの種類別の加入者数に対して、今のところは 0.8～1.9%程度の加入者の利用にとどまっており、今後の動向に注目したい。

## 今後の注目点（1）2018 年 5 月に導入された中小企業向け制度

勤め先に企業年金のない第 2 号加入対象者には、中小企業の従業員が多いと考えられる。近年は、厚生年金基金の解散等により企業年金の導入割合が低下しているが、その影響を受けたのは厚生年金基金を主に利用していた中小企業の従業員だ。

この点、中小企業における iDeCo の利用を促進するための「中小事業主掛金納付制度」（愛称は「iDeCo+」、イデコプラス）が 2018 年 5 月に導入された。これは従業員数 100 人以下の企業<sup>10</sup>が対象であり、iDeCo に加入する従業員が拠出する掛金に、事業主が上乘せして掛金（中小事業主掛金）を拠出できる仕組みである。中小企業が福利厚生の一つとしてこの制度を利用すれば、従業員の iDeCo への加入が後押しされるとともに、iDeCo の利用が企業年金の役目を代替する効果が期待できる。今後、中小企業における制度の導入状況が注目される。

また、中小企業向けの制度としては「簡易企業型年金（簡易型 DC）」も 2018 年 5 月に導入された。これは、中小企業向けにシンプルに制度設計された企業型 DC で、事業主負担を軽くするために導入時に必要な書類等を削減し、業務報告書が簡素化された仕組みである。これにより、企業年金の導入割合が低下する中小企業の企業年金の普及拡大も期待できよう。

<sup>8</sup> 税金を計算する際の所得から差し引くことができ、課税されないものをいう。

<sup>9</sup> ただし、限度額は国民年金基金の掛金との合計で 6.8 万円であり、国民年金基金の掛金も所得控除の対象である。

<sup>10</sup> 企業型 DC、確定給付企業年金、厚生年金基金を実施していない企業。

## 今後の注目点（２）掛金拠出期間の延長について

報道によると、政府は iDeCo の加入資格（掛金を拠出できる資格）年齢の上限を 60 歳から 65 歳へ引き上げる方向で検討に入るといふ<sup>11</sup>。公的年金の支給開始年齢の引き上げや高齢者雇用安定法の改正<sup>12</sup>などに鑑みれば、65 歳まで働ける環境を整備するため、各制度を整合的に見直す必要がある。実際、企業型 DC については、60～65 歳の規約で定められた年齢まで掛金を拠出することができるよう、2014 年 1 月に見直しがなされた。一方、iDeCo ではこうした対応が行われておらず、現在も上限が 60 歳のままである。iDeCo は企業型 DC と制度が一部異なるが、公的年金に上乗せできる制度としての位置付けに大きな違いはない。そのため、加入資格年齢の引き上げを求める声は強まっていた。

iDeCo の加入資格年齢の上限が引き上げられれば、掛金を拠出できる期間が延び、より多くの掛金を拠出できる。また、その掛金を運用して得られる収益は非課税で再投資できるため、複利効果も得やすくなる。つまり、年金資産（掛金額の合計＋運用損益）を増やす効果が期待できる。今後、公的年金の給付水準は中長期的に引き下げられることが見込まれている。働く高齢者が増える中、より長く働き年金を増やしたいニーズは高まっている。自助努力による年金の充実という観点からも、iDeCo の加入資格年齢の上限引き上げは望ましいだろう。

<sup>11</sup> 2018 年 8 月 31 日付 日本経済新聞朝刊

<sup>12</sup> 65 歳未満の定年を定めている事業主に対して、65 歳までの雇用確保措置（①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置）の導入や、定年時に継続的に勤務することを希望する全ての社員を 65 歳まで雇用することが義務付けられている。